

議第 2 号

鶴岡市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

鶴岡市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦

鶴岡市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会傍聴人規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

鶴岡市教育委員会傍聴人規則（平成17年10月1日教育委員会規則第5号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鶴岡市教育委員会傍聴人規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 教育委員会規則第5号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成27年3月24日教育委員会規則第4号</p> <p>（傍聴の禁止）</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許さない。</p> <p>(1) 精神に異常があると認められる者</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(3) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者</p> <p>(4) その他教育長において傍聴を不相当と認める者</p> <p style="text-align: center;">（一部改正〔平成27年教委規則4号〕）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成27年3月24日教委規則第4号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（鶴岡市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 現教育長が在職している間の鶴岡市教育委員会傍聴人規則については、第3条の規定による改正後の鶴岡市教育委員会傍聴人規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>○鶴岡市教育委員会傍聴人規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月1日 教育委員会規則第5号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成27年3月24日教育委員会規則第4号 <u>令和5年2月15日教育委員会規則第1号</u></p> <p>（傍聴の禁止）</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許さない。</p> <p>(1) 精神に異常があると認められる者</p> <p>(2) (1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(3) (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者</p> <p>(4) (3) その他教育長において傍聴を不相当と認める者</p> <p style="text-align: center;">（一部改正〔平成27年教委規則4号〕）</p> <p style="text-align: center;"><u>（一部改正〔令和5年教委規則1号〕）</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成27年3月24日教委規則第4号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（鶴岡市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 現教育長が在職している間の鶴岡市教育委員会傍聴人規則については、第3条の規定による改正後の鶴岡市教育委員会傍聴人規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和5年3月1日から施行する。</u></p>

○鶴岡市教育委員会傍聴人規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第5号

改正 平成27年3月24日教育委員会規則第4号

令和5年2月15日教育委員会規則第1号

(傍聴)

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付係に申出で傍聴人名簿に自己の氏名及び住所を記載して指定の傍聴席につかなければならない。

(傍聴の禁止)

第2条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許さない。

- ~~(1) 精神に異常があると認められる者~~
- ~~(2)(1) 酒気を帯びていると認められる者~~
- ~~(3)(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者~~
- ~~(4)(3) その他教育長において傍聴を不相当と認める者~~

(一部改正〔平成27年教委規則4号〕)

(一部改正〔令和5年教委規則第1号〕)

(傍聴の制限)

第3条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し又は拒絶することができる。

(禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 帽子、外套の類を着用すること。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は教育長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(一部改正〔平成27年教委規則4号〕)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(一部改正〔平成27年教委規則4号〕)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日教委規則第4号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(鶴岡市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置)

4 現教育長が在職している間の鶴岡市教育委員会傍聴人規則については、第3条の規定による改正後の鶴岡市教育委員会傍聴人規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

議第3号

令和5年度教育委員会基本方針について

令和5年度教育委員会基本方針について、別紙のとおり決定するものとする。

令和5年2月15日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

令和5年度 鶴岡市教育委員会基本方針

○令和5年度 鶴岡市のめざす教育

鶴岡市は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは、全国でも有数の稲作地帯として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、豊かな地域を築きつつ、今日まで発展してきました。

このような歴史・文化・風土を精神的な支えとして、鶴岡市教育委員会は、第6次山形県教育振興計画（後期計画）を踏まえつつ、第2次鶴岡市総合計画のめざす都市像『ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡』の実現をめざします。

そのために、学校・家庭・地域社会がお互いに心を通わせながら学びの教育環境を整え、それぞれの機能を発揮し、個々人の人格の完成をめざし、「教育目標」を設定して、その実現に努めます。

≪教育目標≫

ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人間の育成

≪教育方針≫

- 1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進
- 2 多様な学習活動を支援する環境づくりの推進
- 3 豊かな感性を高める文化の振興
- 4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

令和5年度 鶴岡市教育委員会重点施策

1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

本市は、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自修」「天性重視」「心身鍛練」を大切に
にした教育風土を受け継いできました。

引き続きその精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける
人間の育成をめざし、学校・家庭・地域社会がお互いの役割を明確にして、地域とともにある
学校づくりに努めます。

そのために、子ども一人一人が安心して生活できる学校環境づくりを進めるとともに、変化
の激しい社会を生き抜く、意欲あふれる子どもを育てる学校教育の推進を図ります。

また、人間性豊かな子どもの育成のために、学校教育の振興に必要な施設設備の整備に努め、
円滑な学校経営を推進します。

学校給食については、栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食の提供により、心身とも
に健やかな子どもの成長を育むとともに、望ましい食習慣を養い、地産地消の推進や食文化創
造都市にふさわしい食育の充実と食文化の継承に取り組みます。

次代を担う子どもの育成に向け、学校・保護者・地域が一体となって取り組めるよう、積極
的に情報発信を行っていきます。

(1) 教職員の資質向上と心かよい笑顔あふれる元気な学校づくりの推進

- ① 学習指導要領を踏まえた実践、今日的教育課題に対する取り組み
 - ア 教育研修所（教育指導）事業の推進（授業づくりアドバイザー派遣事業、授業づく
りサポート講師派遣、教育講演会、イブニング講座、各ブロック研修事業、授業研
交流等）
 - イ 教職員研修の実施（初任者研修・中堅教諭等研修、教育 I C T活用研修等）
 - ウ 学校経営訪問、計画訪問、要請訪問等による指導
 - エ 新聞活用教育研究モデル事業
- ② 各学校の創意工夫を生かした特色ある学校経営の推進
 - ア 特色ある学校づくり推進事業（外部人材の積極的な活用、体験活動の充実）
 - イ コロナ禍における実施可能な方法を工夫しての教育活動の実施
- ③ 適切な新型コロナウイルス感染症等対策の徹底
 - ア 学校保健管理事業の推進（保健衛生用品の配布）
 - イ 校長会議や通知による対策等の周知・徹底
- ④ 男女共同参画に関する学習の充実や環境づくり
 - ア 基本的人権に基づいた男女平等の考え方を深める学習の実施
 - イ 関係機関との連携による人権学習の充実
 - ウ 男女混合名簿の普及推進と中学校の制服についての配慮
- ⑤ 学校における「働き方改革」の推進
 - ア 休日における部活動の地域移行の推進
 - イ タイムレコーダー等による適正な勤務時間管理の実施
 - ウ 統合型校務支援システム導入による時間外勤務時間の削減
 - エ 教職員ストレスチェック事業及び長時間労働教職員面接指導の実施
 - オ 学校を支える外部人材の配置（学校教育支援員、部活動指導員等）

- (2) 子ども一人一人が意欲的に取り組む学習指導の充実
- ① 「わかる・できる」楽しい授業づくりの推進
 - ア 教育指導事業（授業づくりアドバイザーの派遣）
 - イ 校内授業研究会の充実
 - ウ 科学技術教育振興事業
 - ② 基礎・基本の確実な定着と指導方法や評価を工夫した学習指導の推進
 - ア ブロック研修会の実施
 - イ 小・中教科書整備事業（教師用教科書・指導書・デジタル教科書・指導資料等の措置）
 - ウ タブレット等のICTを効果的に活用した授業改善の推進
 - ③ 子どもの心を豊かにし、多様な学習を可能にする図書館利用の推進
 - ア 図書館活用に向けた校内体制と図書館環境の整備
 - ④ 地域理解・国際理解教育の推進と外国語教育の充実
 - ア 特色ある学校づくり推進事業（地域人材活用、地域を知り先人に学ぶ地域学習等）
 - イ 外国語教育振興（ALT・外国語サポーターの派遣、小・中学校の連携による外国語活動・英語教育の推進等）
 - ウ ニューブランズウィック市交流事業における交流方法等の工夫
- (3) 社会力と思いやりの心を育てる教育活動及び生徒指導の充実
- ① 他への思いやりの心を行動化する教育の推進
 - ア 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
 - イ 鶴岡市子ども像の意識化と実践力の推進
 - ② 「いじめ」・「不登校」の発生予防と的確な対応
 - ア 教育相談・適応指導事業（教育相談センター適応指導教室の充実）
 - イ 青少年育成センター運営事業（青少年育成市民会議等との連携）
 - ウ 市及び各校のいじめ防止基本方針やいじめの重大事態対応マニュアルを踏まえた取り組みの充実（未然防止・具体的対応・重大事態時の組織対応等）
 - エ 定期的な教育相談やアンケート等によるいじめ・不登校等の早期発見
 - オ 法的な視点をもとにしたいじめ問題への対応（いじめ問題弁護士相談の活用）
 - カ 家庭と連携したネットモラルの指導の充実
 - ③ 生徒指導の充実
 - ア 授業をはじめとする学校生活の様々な場面での生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定の場）に留意した指導の充実
 - イ Q-U「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を活用した温かな学級集団づくり
- (4) 「ふるさと鶴岡」を愛する心を育む教育の充実
- ① 「ふるさと鶴岡を愛する子ども」育成事業
 - ア 「親子で楽しむ庄内論語」の活用推進
 - イ 「ふるさと鶴岡の学習」（致道博物館入館料補助）、「海の学習」（加茂水族館入館料補助）の推進
 - ウ 小学校スキー学習等支援事業
 - エ 「学区内地域学習」推進事業
 - オ 次代を担う人づくりの推進（高等教育機関等との連携）
 - カ 大鳥自然の家での体験活動支援（スクールバス）

- ② 特色ある学校づくり推進事業
 - ア 地域人材活用、地域を知り先人に学ぶ地域学習等の充実
 - イ 体験的活動実施等への支援
 - ③ 海洋教育推進事業
 - ア 海洋教育パイオニアスクールプログラムの実施
 - イ 渚の交番等を活用した体験活動や教職員研修の実施
 - ④ 将来の夢や目標の実現のために行動する児童生徒を育てるキャリア教育の推進
 - ア 地域の教育資源を活かし、鶴岡市キャリア教育推進指針と各校全体計画に基づく実践
 - イ 出前授業や体験的活動の実施に係る移動手段確保への支援（S B）
- (5) 自他のいのちを大切にし、健康で逞しい子どもを育てる体育・保健・安全指導の充実
- ① 心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現につなぐ体育の充実
 - ア 運動の楽しさや達成感を実感できる授業づくり
 - イ 体力・運動能力を向上させる1学校1取組の充実
 - ウ 小体連・中体連事業への支援
 - ② 児童生徒の危険予測・回避能力の育成と危機管理体制の充実
 - ア 学校安全、交通安全に関する指導の充実（地域学校安全指導員の配置）
 - イ 安全点検、避難訓練・避難所開設等の充実（地域との連携推進）と危機管理マニュアル等の改善工夫（防災教育アドバイザーの派遣）
 - ウ 緊急時対応に向けた体制整備（自然災害・不審者・熱中症・食物アレルギー・熊等）
 - ③ 「いのちの教育」の推進
 - ア 教育指導事業（自尊感情の育成による自他のいのちを大切にしている指導の充実）
 - ④ 家庭・地域と連携した望ましい生活習慣の確立および組織的な安全体制づくりの推進
 - ア P T Aとの連携・協力による生活習慣づくりとメディア・インターネット・SNSに係る取組みの推進
 - イ 児童・生徒総合安全対策推進事業（見守り隊への支援）
 - ウ 地域ぐるみの学校安全体制整備事業（地域安全学校指導員の配置）
- (6) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育と組織体制の充実
- ① 専門家チームによる巡回相談の充実
 - ア 特別支援教育充実事業、教育相談・適応指導事業
 - ② 特別支援教育に関する専門的指導者の養成と人材活用
 - ア 特別支援教育講座の実施
 - イ 特別支援教育コーディネーター等連絡会の開催
 - ③ 特別支援教育に関わる校内委員会の機能強化と個別の支援体制の充実
 - ア 学校教育支援員の継続配置
 - イ 個別の教育支援計画及び指導計画に基づいた校内体制による適切な支援
 - ④ 家庭との連携による将来を見据えた継続的な就学支援の充実
 - ア 個に対応した適正な就学支援の推進
 - イ 関係機関との連携による就学相談の実施
 - ウ 保護者対象の就学相談会の実施（6月、8月）
- (7) 家庭教育との連携推進による基本的な生活習慣の確立を図る幼児教育の充実

- ① 幼・保・小連携による研修の充実
 - ア 幼児教育振興事業（幼児教育連絡協議会、幼保小連携推進研修会等）
 - ② 家庭の教育力向上に向けた研修の充実
- (8) 心豊かで思いやりのある青少年の育成と地域の教育力の活性化推進
- ① 青少年を取り巻く環境の浄化及び健全な心身の育成
 - ア 青少年育成センター運営事業（街頭指導・相談業務等）
 - ② 地域社会における青少年育成活動の推進
 - ア 青少年健全育成事業（青少年育成市民会議、青少年育成推進員連絡協議会）
- (9) 地域とともにある「チーム学校」の推進
- ① 学校・保護者・地域の連携による学校づくりの推進
 - ア 学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール）の推進（新規8校、計21校）
 - ② 学校を支える外部人材の活用
 - ア 学校教育支援員の配置拡充（医療的ケア児童生徒への支援にも対応）
 - イ 外国語サポーター、外国人子女教育支援員の継続配置
 - ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの継続配置
 - エ 部活動指導員の配置拡充
- (10) 鶴岡型小中一貫教育の基本計画策定、国際バカロレア教育プログラムの調査・研究、致道館中学校・高等学校開校準備委員会への協力
- (11) 健やかな成長を育む学校給食づくり
- ① 望ましい食習慣や食に関する知識を身につける食育の充実
 - ア 学校訪問による栄養指導の実施
 - ② 学校・家庭との連携による給食内容の充実
 - ア 給食だより、ミニガイド情報、ホームページ等を活用した情報の発信
 - イ 献立作成委員会の開催
 - ウ 小・中学校希望献立の実施
 - ③ 食育と地産地消の推進
 - ア 地域の食文化を取り入れた郷土食や行事食の提供
 - イ 「鶴岡市食文化創造都市推進プラン」に沿った食育の充実と地場産品の積極的な使用
 - ウ ユネスコ食文化創造都市にふさわしい、鶴岡市の食育・食文化の具現化
 - エ 生産者や浜の伝道師等による講話、実演、交流給食の推進
 - ④ 衛生管理と事故防止の徹底
 - ア 安全衛生基準の厳守と食物アレルギーへの対応、異物混入の防止
 - イ 安全衛生研修会の開催と業者訪問（衛生指導）などの実施
 - ウ 食材の安全性の確認
 - ⑤ 給食業務の効率化の推進
 - ア 調理業務・搬送業務等の民間委託の継続
 - イ 老朽化した学校給食センターの改築や効率的な業務運営・施設配置など望ましい在り方の検討
 - ⑥ 給食費の適切な管理
 - ア 給食費未納対策と納付相談の実施
 - イ 公会計としての給食費の徴収及び管理の検討

- ⑦ 施設・設備等の更新及び修繕
 - ア 給食施設設備、調理機械の計画的な更新及び修繕
 - イ 食缶・食器等の計画的な更新
- ⑧ 子育て世代の教育費の負担軽減
 - ア 学校給食費の第3子以降無償化事業の継続

(12) 教育環境の整備充実

- ① 教育環境に配慮した学校改築・改修の促進
 - ア 施設の計画的な改築事業（朝陽第五小学校）
- ② 学校施設の適切な維持管理
 - ア 小・中学校の既存施設の長寿命化に向けた営繕改良の実施
 - イ 学校施設の維持管理経費の節減に向けた省エネルギーの推進
- ③ 教育活動に係る教材・教具等の整備充実
 - ア 各教科の教材・教具物品、学校図書の本整備充実
- ④ 通学対策の充実
 - ア スクールバスの運行の確保及び通学費の助成
 - イ スクールバスの計画的な整備・更新
 - ウ 通学時の安全確保に向けた関係機関・団体等との連携の強化
- ⑤ 学校施設の利活用に係る管財業務の拡充
 - ア 学童保育・放課後子ども教室への対応
 - イ 学校開放事業の適切な実施
 - ウ 学校統合による閉校校舎等の活用方法の検討
- ⑥ 修学資金の貸与と返還支援
 - ア 鶴岡市育英奨学資金の運営
 - イ 山形県若者定着奨学金返還支援事業の推進

(13) 学校適正配置の検討

- ア 藤島地域小中学校の将来構想の検討

2 多様な学習活動を支援する環境づくりの推進

市民一人ひとりの生涯にわたる学びの環境を整え、日常生活や地域づくりの課題に取り組む機会を提供します。さらに、地域の歴史や文化などの学習を通し、自らの地域に対する誇りを醸成します。

また、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支援していく意識づくりを進めるとともに、子どもたちに本市の豊かな自然環境のなかでの多様な学びや体験の場を設け、感性豊かな心身ともに元気で逞しい子どもの育成を図ります。

そのために、公民館や図書館等の社会教育施設及びコミュニティセンター等において、職員の体制整備や資質向上を図りながら、地域資源の活用をはじめ、地域特性を踏まえた多様で体系的な学習事業の充実と学びの成果を発揮する機会の提供に努めます。

また、市民と地域社会のニーズに応じた様々な学習情報を提供し、世代を超えて市民が楽しく学習、交流するとともに、地域づくりを支える学習活動の拠点づくりを推進します。

(1) 社会教育施策の充実と社会教育関係団体への支援

- ① 社会教育委員会議の開催
 - ② 社会教育関係団体の活動支援
 - ア 第14回山形県社会教育研究大会
 - イ PTA連合会、婦人団体ほか
 - ③ 社会教育関係職員の研修の充実
- (2) 市民の学習を促進する社会教育事業の展開
- ① 生涯学習振興事業
 - ア 生涯学習講座の開催
 - イ 学習情報の提供
 - ② 青少年教育事業
 - ア 地域の資源を活かした学習事業、体験事業の充実
 - イ 大鳥自然の家における野外学習活動等の推進
 - ③ 住民が主体となった学習活動の支援
 - ア コミュニティ推進団体等への学習支援
 - イ コミュニティ推進団体職員、生涯学習推進員等の研修の支援
- (3) 家庭教育推進事業
- ① 学校、社会教育施設等における家庭教育支援講座の開催
 - ② 地域子育て推進講演会の開催
 - ③ PTA研修事業の支援
 - ④ ブックスタート事業の実施
- (4) 学校・家庭・地域の連携協働事業の推進
- ① 地域学校協働活動（学校支援）の実施
 - ② 放課後子ども教室の実施
 - ③ 地域未来塾の実施
- (5) 市民の読書活動を推進する図書館づくりと地域に根ざした郷土資料館づくり
- ① 図書館サービスの充実と市民の読書活動の推進
 - ア 本館・分館の連携による図書館サービスの充実
 - イ 移動図書館「やまびこ号」の運行
 - ウ レファレンスサービスの充実
 - エ ホームページの充実による図書館情報の発信
 - オ ボランティア団体の育成と協働事業の実施
 - カ 市民の学習ニーズ等に応える図書資料の収集・充実
 - キ 市民の読書活動推進事業の実施
 - ク 対面朗読ボランティア派遣事業
 - ケ 施設、サークル等への団体貸出の実施
 - コ 郷土出身作家コーナーの充実
 - ② 子どもの読書活動の推進
 - ア 第2次子ども読書活動推進計画の推進
 - イ 子ども読書活動推進事業の実施
 - ウ 学校との連携による子どもの読書活動の推進
 - エ 7か月健康相談時でのブックスタート事業への協力
 - オ 保育園、幼稚園、その他子どもの読書活動推進団体との連携・協力

カ 子どもの読書活動に対する理解啓発と情報発信

③ 良好な施設環境の整備

ア 読書環境充実のための施設整備

イ 情報化社会及び新しい生活様式に対応した図書館システム機器の充実

ウ 図書館本館の新館構想に向けた情報収集と検討

エ 郷土資料の適切な保存のための収蔵庫確保

④ 郷土史の調査・研究のための史料の収集と整理・活用

ア 古文書等郷土資料の調査、収集と整理、活用及び公開

イ 郷土出版物、庁内出版物及び郷土出身者の著書の重点収集と整理

ウ 郷土資料散逸防止の啓発

⑤ 地域の情報拠点としての事業の推進

ア 郷土に関する各種相談への対応と史料提供

イ 企画展示等による市民への資料公開

ウ 各種広報媒体等を活用した郷土資料館の周知

エ 歴史講演会等を通じた新たな研究成果の提供

⑥ 所蔵史料の利用促進

ア 所蔵史料のデータベース化

イ 所蔵資料の資料目録発行に向けた整理・調査の継続

ウ 所蔵資料のデジタル化

エ 諸家文書目録の利用促進

⑦ 郷土理解の推進と地域文化の振興

ア 古文書読解及び郷土史関連の講座の開催

イ 庄内歴史懇談会、温故の会等、郷土史関係団体への協力連携

(6) 生涯学習の魅力ある拠点づくり

① 中央公民館事業の充実

ア 市民ニーズや地域課題等に即した学習機会の提供及び学びを通じた交流の促進

イ 生涯学習団体等の活動支援

ウ 市民の多様な芸術文化活動への支援

エ 子どもの多様な学習体験の促進

オ 青年を対象とした学習及び交流の推進

カ 女性の社会活動の支援及び男女共同参画に関する学習機会の提供

キ 視聴覚教材を活用した学びの支援

ク 天文学習及びプラネタリウム活用の推進

ケ デジタル技術活用による市民サービスの向上

コ 誰もが安全に安心して利用できる施設設備の整備

② 生涯学習センターにおける生涯学習の推進

ア 地域住民のニーズに応じた各種講座、交流事業等の実施

イ 地域課題に応じた各種講座の実施及び学習活動等の推進

ウ 芸術文化活動等の推進（地域文化祭、舞台・展示発表等）

エ 教育・学習活動に係る情報提供及び支援

③ コミュニティセンター、地域活動センターにおける生涯学習の推進

ア 地域住民のニーズに応じた各種講座、交流事業等の実施に係る支援

イ 地域課題に対する学習活動等の実施に係る支援

ウ 各施設における教育・学習活動の奨励、情報提供及び指導

3 豊かな感性を高める文化の振興

優れた芸術文化の創造と鑑賞機会の充実、歴史に育まれた伝統文化の継承と文化財の保存・活用を図りながら、地域文化の振興に努めます。

(1) 創造性を育む芸術文化活動の振興

① 芸術文化振興事業

- ア 鶴岡市芸術祭の開催、各地域文化祭、芸術祭の開催
- イ 博物館展示事業への支援
- ウ 山形交響楽団演奏会の開催
- エ 小・中学生楽器講習会の開催
- オ 芸術文化協会の運営への支援
- カ 鶴岡市文化芸術推進基本計画の推進

② 高山樗牛顕彰事業

- ア 高山樗牛賞の授賞（高山樗牛賞・高山樗牛奨励賞）

(2) 歴史に育まれた伝統文化と文化財の保存・継承・活用

① 文化財管理保存事業

- ア 指定文化財の保存管理に係る指導・支援
- イ 市所有指定文化財の保存修理の実施
- ウ 指定文化財保存修理事業への支援
- エ 未指定文化財の調査の推進
- オ 文化財愛護思想の普及啓発の推進

② 致道館管理運営事業

- ア 史跡の保存管理と藩校資料の一般公開の推進

③ 大宝館管理運営事業

- ア 文化財建造物の保存管理と郷土出身人物の紹介・顕彰事業の推進

④ 旧遠藤家管理運営事業

- ア 文化財建造物の保存管理と一般公開の推進

⑤ 丸岡城跡史跡公園管理事業

- ア 史跡公園の適正な保全管理の推進
- イ ガイダンス施設（市指定文化財日向家住宅）の一般公開の推進

⑥ 松ヶ岡開墾場管理運営事業

- ア 史跡の保存管理と各蚕室の管理運営の推進

⑦ 埋蔵文化財調査事業

- ア 埋蔵文化財の分布調査、開発事業との調整
- イ 出土品の分類・整理・保存作業の実施
- ウ 埋蔵文化財保護思想の普及啓発の推進

⑧ 民俗芸能等の保存伝承

- ア 民俗芸能・伝統行事の保存伝承支援
- イ 民俗芸能記録保存事業の実施

⑨ 歴史・文化的価値の伝承

- ア 令和4年の酒井家庄内入部400年記念事業を契機とした歴史や文化に対する理解の推進

(3) 文化活動の中核施設の整備・充実

① 文化会館管理運営事業

- ア 「支える 育てる 高める」未来につなぐ芸術文化の拠点の実現に向けた取組みの推進
- イ 舞台芸術等を中心とした市民の多様な芸術文化活動の支援
- ウ 未来の芸術文化の担い手の育成
- エ 多様な芸術文化を体験する機会の提供
- オ 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供
- カ 芸術文化を通じて交流できる場、にぎわいへとつながる事業の創出

② 鶴岡アートフォーラムの管理運営事業

- ア 展示系拠点施設としての機能充実の推進
- イ 展示事業（市民ギャラリー事業、自主企画展示、郷土芸術に関する展示等）の推進
- ウ 学習・普及事業（児童生徒の芸術学習、各種制作講座、普及啓発事業等）の推進

③ 東田川文化記念館の管理運営事業

- ア 文化財建造物の保存管理と明治ホールコンサートや各種文化事業の推進

(4) 文化資源の保存・研究基盤の整備

① 文化資料調査事業

- ア 文化資料の調査並びに保存活用方法の検討
- イ 公益性の高い歴史資料、文化資源に関する調査研究活動の促進

② 藤沢周平記念館管理運営事業

- ア 藤沢周平氏の作品世界と生涯を紹介するための展示活動とソフト事業の実施
- イ 直木賞受賞50年記念の企画展の開催
- ウ 藤沢文学を入口とした地域の文化・風土への道案内や情報発信の実施

4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが年間を通してそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる生涯スポーツの推進を図り、一人ひとりが健康の維持・増進を通じて、生きがいのある生活の実現と心通い合う地域社会の形成に努めます。

また、市民に大きな感動と活力を与える競技スポーツの推進や、スポーツによるコミュニティづくりや地域活性化を進めます。

そのために、誰もが安全・安心に利用できるスポーツ施設の環境整備を進めるとともに、充実した管理運営に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、各種感染予防対策を講じつつ各種大会等の安全な開催を図り、スポーツを通して幸福で豊かな生活が営める環境づくりを進めます。

平成26年に策定した鶴岡市スポーツ推進計画の最終年度にあたることから、これまでの進捗を検証し、令和6年度から新たに進める第2期スポーツ推進計画の策定に取り組みます。

(1) 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進

- ① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ア スポーツに親しむきっかけづくりの推進
 - イ 運動習慣の定着化に向けた市民参加型イベントの実施
 - ウ 地域・学区・地区体育協会等主催スポーツ行事の開催支援
 - エ すべての市民が安心してスポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備
 - オ 「てくてく健康里山あるき」等ウォーキング事業の充実
 - カ 「市民登山」の開催支援
 - キ スキー・ヨット教室などの地域性を活かしたスポーツ活動の支援
 - ク 安全なスポーツ活動実施のための研修会等の開催支援
 - ケ 安全・安心にスポーツに取り組める感染予防対策等の普及・啓発
 - ② 子どものスポーツ機会の充実
 - ア 幼児期からの発達過程を踏まえた身体活動の促進
 - イ 子どもの体力向上に向けた普及啓発
 - ウ 休日における運動部活動の地域移行の支援
 - エ 安全なスポーツ活動実施のための指導
 - オ 鶴岡市スポーツ少年団活動の支援
 - カ 「子ども夢スポーツフェスティバルin鶴岡」の開催
 - ③ 市民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
 - ア 総合型地域スポーツクラブの活動・自立支援
 - イ スポーツ関係団体との連携によるスポーツ指導者の養成と資質の向上
 - ウ スポーツ推進委員の資質の向上
 - ④ 障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しめる環境の整備
 - ア ボッチャの普及等を通じた障害者スポーツの振興と共生社会の実現
 - イ 関係部署と連携したパラスポーツや軽スポーツの普及促進
- (2) 感動と活力を与える競技スポーツの推進
- ① 競技力向上に向けた人材養成
 - ア 鶴岡市スポーツ協会及び鶴岡市スポーツ強化後援会等の活動支援
 - イ 国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成強化と指導者の養成
 - ウ 競技団体等における審判員の資質向上に向けた取組みへの支援
 - エ 「山形県スポーツタレント発掘事業」への協力
 - オ 競技水準の高い各種競技大会の開催支援と協力体制の確立
 - カ スポーツ活動における暴言・暴力行為の根絶やハラスメントの防止に向けた啓発
 - キ 山形県縦断駅伝競走大会鶴岡田川チームへの支援
 - ② 競技力向上を支える施設環境の整備
 - ア 全国大会・東北大会等が開催可能となるスポーツ施設の整備
 - イ 競技ルール改正等に対応した施設機能の充実
- (3) 誰もが安全安心に利用できるスポーツ施設の環境整備
- ① スポーツ施設の有効活用と整備推進
 - ア 既存スポーツ施設機能の維持向上
 - イ 屋内多目的運動場の活用推進
 - ウ 建築基準法等各種法規に沿った耐震化対策・安全対策の推進
 - エ 地域の拠点施設の整備充実促進
 - オ 市民ニーズに沿った施設設備の整備充実

- カ 利用ニーズに対応したトレーニングルームの整備充実
- ② スポーツ施設の管理運営の充実
 - ア 指定管理者制度による適正かつ効率的な管理運営の推進
 - イ 学校体育施設開放などによる有効活用の推進
 - ウ 本市スポーツ施策に沿った施設使用料の適正負担の推進
 - エ 市の施策として支援が必要な利用者に対する施設使用料減免の推進
 - オ 鼠ヶ関マリーナの適切な管理運営と有効活用
- (4) 地域に活力を生み出すスポーツ環境の充実
 - ① スポーツを通じたコミュニティづくりの推進
 - ア する・みる・ささえるスポーツの情報発信の充実
 - イ スポーツボランティア活動の普及促進
 - ウ 地域・学区・地区体育協会の活動支援
 - エ スポーツ表彰制度によるスポーツ活動の推進
 - オ 「鶴岡市民総合体育大会」の開催支援
 - カ 「鶴岡市駅伝競走大会」の開催
 - キ スポーツ団体の組織運営への指導促進
 - ② スポーツによる地域づくりと活性化、賑わいづくりの推進
 - ア 全国大会・東北大会等の開催誘致
 - イ (一社)日本ウオーキング協会公認「みんなで歩こう!里山あるき」の開催
 - ウ 「ジャパンソフトバレーボール鶴岡フェスティバル」の開催
 - エ 「国際ノルディックウォークin鶴岡」の開催
 - オ 企業・大学等の合宿誘致の推進
 - カ 東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン相手国をはじめとしたスポーツを通じた国際的な交流の推進
 - キ 「公益社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会」との連携
 - ク 女子バレーボールチーム「アランマーレ」との連携と活動支援
 - ケ 「国際バドミントンU16」の開催支援
 - コ 「第50回山形県レクリエーション大会」の開催支援
 - ③ トップスポーツと地域スポーツとの連携・協働の推進
 - ア トップアスリート等優れた指導者の活用推進
 - イ 人材の好循環サイクル確立への協力

◎ 市民ニーズや実態と時代の要請を踏まえた教育行政の推進

教育施策の内容を広くお知らせし、市民の意向が反映する教育委員会運営をめざすとともに、教育委員会各課の相互連携、危機管理体制の強化や、職員の資質向上のための研修の実施など、教育行政の充実を図ります。

- (1) 教育行政に関する情報発信と市民意向の反映
 - ① 的確な教育行政情報の提供
 - ア 教育広報の発行(市広報に折込み)
 - イ 教育概要「つるおかの教育」の発行
 - ウ ホームページによる情報の提供と発信

- ② 社会動向、市民意向の反映
 - ア 各種懇談会などの機会をとらえての市民ニーズの集約と反映
 - イ 社会動向を踏まえた制度改革、運営手法の見直し
- (2) 各課の連携強化と危機管理体制の構築
 - ① 各課・各機関・各施設と関係団体等との連携強化による適切で効果的な業務推進
 - ② 災害、事件、事故等の未然防止のための組織的危機管理体制の構築
 - ③ 災害時の避難所となる学校の防災設備の整備
- (3) 職員の資質向上と健康管理
 - ① 新しい情報や技術の進歩に対応し、資質を向上するための職員研修の実施
 - ② 職員の健康管理、職場倫理に対する意識啓発
- (4) 適切な新型コロナウイルス感染症等対策の徹底

議第4号

市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について

令和5年3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、市長から意見を求められたため、鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第6号）第1条第1項の規定により、議決を求める。

令和5年2月15日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦